町議会速報

No 15

（57年7月17日）

自治医科大学教職員住宅2－2
村尾光子
TEL 0285－44－5418

本年第二回の南河内町議会定例会は6月24日より開議され、報告1件、町条例改正2件、補正予算1件を原案通りに承認、可決致しました。又、意見書2件の採択と、陳情書についての特別委員会の設置を決めました。一般質問は7名の登壇がありました。大変遅くなりましたが、内容について報告致します。

Ⅰ 町長行政報告

(1) 6月20日の降雹による本町の被害は、薬師寺地区に集中し、被害総額1570万円、県農災条例適用となる。

(2) 吉田西小学校プール建設に着手し、8月20日竣工検査の予定

(3) 自治医大周辺整備事業について、区画整理審議委員決定、本町より学識者として町長、公選人10名。
（審議委員会：学識者4名、両町より14名、町外2名の計20名）

(4) 仁良川市街化区域については、地元との意見調整がまだできず、今後更に役員・議員中心に話合いを進めたい。

(5) 流域下水道事業について 5月26日 推進協議会役員全員で終末処理場～放流先の現地調査、31日、放流先水利権者（鬼怒川水利組合長東南部土地改良区理事長）と県との話合いが行なわれ、当事業の概容について説明をした。今後引続き話合う。

Ⅱ 合成洗剤排除！ 町として石けん化推進に取組みます。

二年前村尾が議会にて合成洗剤の問題を提起して以来、町は県と同様に「無リン合成洗剤又は石けん」という姿勢をとり続けてきました。しかし今議会では「無リン洗剤は二年前のキャンペーンで、住民には大部浸透しており、今後は石けんの使い方などの理解を深めながら、最終的には石けん化を目指す」（保健衛生課長）ことを表明しました。無リン洗剤も合成洗剤には違いなく、石けんの方がより安全であるという見地からの答弁でした。
「啓発運動は、関係各機関、団体代表、石けん化実践の町民の方と協議して、具体的な方法を考え、無理強いではなく、あくまで石けんを充分に理解してもらった上で、石けんに切替えていきたい」としています。

町の考えが県よりも先んじて「より安全なもの」を重視するようになったのは大きな進展だと思います。しかし町内農協、小売店での石けん販売の意欲は、まだまだ低く、販売網への啓発も更に継続して行なうことが必要です。今回の石けん問題を取上げた論拠は、静岡県三島市が実施した下水処理場における合成洗剤の影響についてのフィールドテストデータより、下水道事業を推進するに於いても石けん化推進せよということです。この点については、執行部の研究は成されておらず残念でした。問題提起に終ったようです。

参考：三島市では53～54年にかけて、処理場浄化効率が家庭排水の石けんと合成洗剤によってどの様に変化するかを調査。その結果は次の通り。（住居1000戸、居住者3500人の団地で実施）

三島市はこの結果、石けん化推進		BOD（除去率%）	COD	S.S	陰イオン界面活性剤	リン酸
第1期 S.53.5～54.1	合成洗剤 84.8%	流：152.7 放：14.2 (90.7)	流：60.2 放：13.4 (77.7%)	流：93.6 放：11.3 (87.9)	AT：11324.6 流：8.4 放：0.27 (97.1)	流：11.7 放：9.9 (15.4)
第2期 S.54.2～54.9	石けん 94.7% （全戸に粉石けん配布）	流：143.7 放：3.1 (97.8%)	流：62.1 放：10.3 (83.4)	流：76.1 放：5.2 (93.2)	AT：7113.9 流：3.7 放：0.08 (97.8)	流：8.7 放：5.5 (36.8)

流：処理場への流入水
放：　〃　からの放流水 ）単位はppm

（山崎編「水資源を考える」三一書房）

Ⅲ 議案について

(1) 町国民健康保険税条例の一部改正　　（異議なし）

内容：地方税法の改正により、賦課限度額（26万円→27万円）等を引上げる。

56年度農業所得低下により、予算額徴収を達成する為、税率を引上げる（$\frac{4.7}{100} \rightarrow \frac{5.0}{100}$）

(2) 町農業共済条例の一部改正：蚕繭共済に係る掛金の払込期日を実態に即するよう変更する。　（異議なし）

(3) 栃木県町村土地開発公社の56年度決算書、57年度予算書等についての報告　（〃）

南河内は、この公社を通して吉田西小の校庭拡張をした。S.57年で完済。新たな利用案はない。

(4) S.57年度一般会計補正予算（第1号）　（異議なし）

補正額 16630千円 → 1504093千円となる。

歳入
- 県支出金：276千円：市町村長委任事務交付金（知事より約20項目について委任されている）
- 繰越金：15954千円：補正の結果繰越金は45954千円
- 雑入：400〃：スポーツ活動促進事業費補助（県）

→ 主な歳出
- 車庫新築工事：3000千円
- 議場放送設備改造：5372千円
- 東西保育所整備：2459〃
- ショベルローダー、可搬式ポンプ：4335〃
- ゲートボールコート整備：877〃：西坪山に4面

(5) 意見書について

1. 米・麦の政府買入価格、食料・農業基本政策等の確立について
2. 地域の公共交通確保について

} 全員賛成

(6) 町都市計画税条例の改正を求める陳情書について　（仁良川地区地権者会より提出）

議会に"仁良川地区整備事業対策特別委員会"を設置し、陳情書について付託する。（全員賛成）

構成（議長指名）：正・副議長、総務常任委員（5名）、建設常任委員（4名）　計11名

―― 反省と感想 ――

今回の石けん問題では保健・衛生課長よりかなり前進的な答弁を得られたと思います。しかし、まだ役場内の一部門の見解にすぎず、町全体でこの運動に取組むなら、様々な角度から検討し推進する体制でないと効果は期待できないように思います。保・衛課長は関係機関と協議して進めるとしていますが、果して役場内でどれだけ趣旨を採った協力、支援が得られるのか、この点については、町長の「町をあげて推進する」確約をとるべきだったと反省しています。

役場内の様子をみていますと、縦割、各課間の連携が薄いようです。それぞれの機関が独立して機能し、総合的に取組む体制が確立されていません。町長は、定例の課長会議（毎月1回）で連絡を密にしている（3月定例会一般質問答弁）と言っていますが、それが充分にされているなら、事業の実施の仕方にもっと合理性がある筈です。確かに、都市計画等の重大案件については、関係課長間で委員会が構成されているようですが、そうしたプロジェクトチームの編成は、もっと枝辺まで、一般事項についても浸透させて欲しいものです。行政需要は多面的になっていると言われているのですから、その対応の仕方も多面的になると思います。

教育長は「学校給食は安全で安価」という見解を持っています。32%は地元調達としながらも、内容については、地元農協・小売店を通じるという程度で、地元生産物の利用という関心は薄いようです。更に良いものをという目標を忘れては、向上はあり得ないと思います。折角の自校方式施設を持っているのですから、給食担当者、学校、父兄、そして行政と地域ぐるみで、どうしたらよくなるか、それぞれ、そして共に考えていかなくてはいけないと思います。

報告が大変遅くなりました事、お詫び致します。

質問者	質問内容	答弁内容（答弁者）
永山二郎	(1) 農業委員会にも公用車を配車せよ。 (2) 消防委員委嘱状は任期毎に出せ。 (3) ゴミ処理場視察の機会を一般婦人町民にも与えよ。	(1)(町長) 現在公用車はライトバン10台、乗用車1台。経済課の2台を有効に利用して欲しい。将来は各課毎ではなく、集中管理方式を考えたい。 (2)(町長) 慣例で、再任者と議会選出者には委嘱状を出さなかったが、本来の姿になるよう考える。 (3) ゴミ処理について認識高まるのは良い。婦人団体、自治会毎に企画してほしい。
大沼多二郎	自治医大周辺整備事業について (1) 区域外南側地域への町としての対応は？ 16m巾都計道路の土地協力要請とするのみのようだが。 (2) 町有地利用案は具体的になったか。 (3) 二期工事区内に自治医大が6ha土地取得したが町に相談あったか。	(1)(町長) 宅地等(6戸)で2.5ha、その他合わせて5.9ha、線引変更可能は2ha未満、宅地以外は農地、道路であるから農政上の協議必要。 (2)(町長) 粗案で検討中、公団の土地利用計画に基き、公共公益施設の必要限度数が示されるので、施設用地として確保していく。 (公) 現地換地が原則、町としての希望あるが、審議会の意見聞いて具体的に決まる。 (3)(町長) 相談受けたことはない。契約は2月に成立。土地取得者が誰であろうと、2期の時期がきたら、計画通りに実施したい。上三川新設高校と新駅を結ぶ道路は、将来検討する。
飯野兵三郎	(1) 仁良川市街化区域区画整理について、発表以来10年放置しておいたのは行政の怠慢。推進する具体的施策は？逆線引きについてはどうか。 (2) 多功地区(上三川)高校に対応する道路整備計画はどうか。	(1)(町長) 56年度より関係者と協議している。役場内では常時検討していた。議会特別委員会でもよろしく。あくまで、住民との協調の上で、現状を生しつつ整備したい。 (2)(町長) 新駅、新4号線等総合的に考えて計画する。
薄田数雄	1. 行革、第2臨調第3部会(地方自治について)答申について (1) 答申に対しどの様な見解をもち、今後の対応はどうか。 (2) 国税歳入欠陥の地方交付税への影響についての考えは。 2. 乳幼児検診について、実施を4.7.13か月に改めよ。専門医を配置せよ。 3. 学校教育について。 (1) 運動会等学校行事の時は露店敷地内出店させよ。 (2) 小中学校における日の丸、君が代教育を改めよ。	1.(町長)(1) 全文を掌握していないが、住民の受益と負担について論じているが、地方行政への財政負担転化は、住民負担増、地方財政圧迫となるので、断固反対する。 (2) 56年度の財源不足分は58年度会計で精算されるというが、その時点で、他団体と協調し、地方へのしわ寄せを排除する。 2.(保衛) 3.6.12.18か月実施には、それぞれのねらいがあり、回下げる考えはない。専門医配属の考えもない。保健婦の対応できる部分は、自主研修する。 3.(教育長)(1) 運動会は地域ぐるみの特殊な行事、永年のことであるから一方的に締め出しはどうかと思う。一定区画に認めている。PTA、教師との自主的活動として取り上げるようになったらよい。 (2) 国の指導要領に明示されているので従うのが当然。日の丸、君が代が国旗・国歌であると信じている。奨励こそすれ、中止しない。
鎗野鉄男	1. 農業について。 (1) 転作割当面積は239haだが、実施状況はどうか。 ① どの程度確保できたか。 ② 連担団地化についてはどうか。 ③ 地域振興作目について。 (2) 農地流動化について、56年の実施状況と農委の対応は。 (3) 稲の生育状況に合わせた地上防除を徹底せよ。南河内病虫害防除対策班の機能は。	1(1)(町長・経済) ① 各農家よりの実施計画によれば、299ha、104%、県平均より下回っている。大豆14ha、飼料用21ha、麦155ha、そば7ha、 ② 県は将来30%の連担化としているが、むつかしい。本町22ha団地化 稲枝、本坪山、塚腰、東根の4自治会 ③ 特定作目 109.7ha(かんぴょう42ha)、二年生0.6ha、一般80.4ha 食用デントコーンについては調査検討する。 (2)(町長) 自治会長会、農業委員会等を通じ、後継者確保の見地からも推進する。 (農委事務局長) S.56. 91件 20996ha、7月中に農地銀行設立する。 (3)(町長) もっともなことだ。病虫害発生は精農家でないのが原因。地上一斉防除推進する。県出先機関を中心に、町、農協、農業委員等各機構が集まって組織、空散実施。

質問者	質問内容	答弁内容（答弁者）
館野鉄男	2. 税金について。 (1) 公正課税を期して、家屋に対する固定資産評価はどの様にしているか。原材料費についても配慮せよ。	2.（町長・総務）(1) 目でみた範囲での評価は、規準書・研修によりかなり公平になっている。家屋の全体的な位置付も評価対象になっている。大工等の聞取り調査もする。
	(2) 県・町民税の納期は6月1～30日であるが、納付書は15日に協力員に届いた。遅い理由は。	(2) 法上は期限の10日前。今後準備でき次第交付する。
	(3) 固定資産評価審査について、56年度不服申立てあったか。	(3) 審査委員は不服申立てがあった時のみ審査する。S26年発足以来最初に1度あったのみ。年1～2回報告会をしている。
	3. 工事請負契約について (1) 入札参加業者の格付を公開せよ。その有効期間はどうか。 (2) 工事施行中の検査は専門知識が必要。都計課で担当せよ。	3.（町長）入札は厳正・公正を旨としてきた。格付は助役・主管課で構成する選考委員会で審査し非公開である。改善の余地あれば是正する。入札制度について合理化対策委員会設置し検討する。入札参加申請は2月28日締切、4月上旬審査する。
	4. 町道の維持管理について、年2回は巡回調査し補修必要箇所は速やかに実施せよ。	4.（町長）随時巡回実施している。補修材料はトン単位で買うので、その後必要になった時補修している。できるだけ町道認定し管理したい。
吉田浩二	(1) 農業後継者配偶者斡旋謝礼規定を拡大せよ。後継者が国民年金加入者でないと対象にならないようだが。	(1)（町長）町内に住所を有し、耕作面積50a以上、他の産業に従事する者も後継者と認めがたい。条例改正の必要がある。
	(2) 自治会毎に、老人子供の遊び場を町で設置せよ。補助されるしわ寄せは北部地区に集中している。北部も施策を。	(2)（町長）休耕田を利用したり、地域での手づくりの楽しみもあろう。人口集中している所に施設が集中するのは致し方ない。助成はしない。
村尾光子	1. 石けん化推進について。	1. 1ページ記載
	2. 学校給食について (1) 給食センター設置についての検討は、現在どの様な段階にあるか。	2. (1)（町長）具体的な問題としてはまだ考えていない。時間をかけて、現施設の改善等も含め検討し結果を出したい。
	(2) 学校給食会の利用率は総購入量（給食原材料）に対しどの位であるか。地域生産物、安全食品の利用についてどの様な考えを持っているか。	(2)（教育長）給食会の利用率は年々増加、56年度では、各学校で68%、32%は地元調達（野菜・肉・卵・豆・コンニャク、パンなど）、パンは代金は給食会へ納入し、安全性の確保、良質・新鮮を心掛けている。給食会は保健所の指導のもとに品質管理をし、有害添加物を排除し、製品は厚生省の規準以下。
	3. 研修について、一般町民にも研修機会を多く与える為、参加者の公募をせよ。	3.（総務）同和問題については、指導層の理解を深めてもらう段階で、まだ一般町民まではいかない。今後努力とする。 （社教）特定対象のものでも希望があれば受入れている。個人学習が基礎であるが、公民館としては共同学習までもっていきたい。
	4. 流域下水道事業について、処理場周辺等、要望を示している住民、水利権者との話合いはどの様な状況か。	4.（都計）推進協議会幹事会の中に地元対策委員会が設置され、個別に検討している。地元要望は1つづつ検討し、10月頃までに合意に達したい。地元では処理場の見学を希望している。沿線については説得し水利権者へは事業の説明・協力依頼をしている。